

統計に関する記念日

MENU

- 1 10月1日は何の日？
- 2 世界統計の日
- 3 統計記念日はいつ？

1 10月1日は何の日？

1 10月1日は何の日かを定めたものは？

10月1日は何の日かを定めたものを調べたところ、法定化されているものや行政機関等、業界団体で定めたものなどを含めると10以上ある¹ようです。本稿では法律・政令・閣議了解で定められているものに限定して紹介します。

■毎年10月1日

- ・法の日（根拠：閣議了解）
- ・国際音楽の日（根拠：法律）

■西暦の末尾が0と5の年の10月1日

- ・国勢調査の調査時（根拠：政令）

2 法の日²

「法の日」は、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるように、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年^{1960年}6月24日閣議了解によって、国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日として定められました。

○「法の日」の創設について（昭和35年6月24日閣議了解）

国民主権のもとに、国をあげて法の尊重し、法によって個人の基本的人権を擁護し、法によって社会秩序を確立する精神を高揚する「法の日」を創設する。

「法の日」は、毎年10月1日とし、この日を中心として、法を尊重する思想の普及、法令の周知徹底等これにふさわしい行事を実情に即して実施する。

3 国際音楽の日³

「国際音楽の日」は、「世界のすべての人々が自分の敵や反対者をも助け合い、憎しみを兄弟の愛に変えるよう努める日」にしよう。そして、あらゆる国や地域の人々がさまざまな音楽表現を通して、暮らしの中の音楽のすばらしさを認識する機会を与えられるにしよう」という理念のもと定められた日…とされています。

○音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律（平成6年^{1994年}法律第107号）

（国際音楽の日）

第七条 国民の間に広く音楽についての関心と理解を深め、積極的に音楽学習を行う意欲を高揚するとともに、国際連合教育科学文化機関憲章（昭和二十六年条約第四号）の精神にのっとり音楽を通じた国際相互理解の促進に資する活動が行われるようにするため、国際音楽の日を設ける。

- 2 国際音楽の日は、十月一日とする。

4 国勢調査の調査時

国勢調査は、統計法（平成19年^{2007年}法律第53号）第5条及び附則第4条並びに国勢調査令（昭和55年^{1980年}政令第98号）第5条により、西暦の末尾が0と5の年の10月1日午前零時現在によって行うこととされています。

○統計法（平成19年法律第53号）第5条【現行】

（国勢統計）

第五条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。

- 2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を十年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

- 3 総務大臣は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、臨時の国勢調査を行い、国勢統計を作成することができる。

附 則

（最初の国勢調査の実施時期）

第四条 新法第五条第二項本文の規定による最初の国勢調査は、平成二十二年に行うものとする。

*平成二十二年：2010年

¹【参考】法律・政令・閣議了解以外で、10月1日を記念日としているの例

- ・行政機関等が定めたもの：「土地の日」（国土交通省）、「浄化槽の日」（国土交通省・環境省）、「都民の日」（東京都）など
- ・業界団体が定めたもの：「メガネの日」、「日本酒の日」、「醤油の日」、「コーヒーの日」など

²【参考資料】国立公文書館デジタルアーカイブ：「法の日」の創設について」の閣議了解案（この案は提案どおり閣議了解になりました。）

³【参考資料】公益財団法人音楽文化創造HP（「国際音楽の日」の趣旨や由来などが掲載されています。）

<https://www.onbunso.or.jp/imd/>

○国勢調査令（昭和55年政令第98号）

（調査時）

第三条 国勢調査は、これを実施する年（以下「調査年」という。）の十月一日午前零時（以下「調査時」という。）現在によつて行う。

5 国民の祝日以外の法定の記念日

西暦の末尾が0と5の年の10月1日は、例年の「法の日」、「国際音楽の日」のほか、国家的大事業である「国勢調査の調査時」に当たります。言うまでもなく、いずれも国民の祝日ではありません。ちなみに、国民の祝日以外で、法律で定められている記念日について、第一法規法律トリビア研究会「法律のトリビア大集合」で紹介されています。そこで、電子政府の総合窓口（e-Gov）で「～の日は」をキーワードとして検索してみました。その結果は、次のとおりでした。

| | 記念日 | 種別・根拠法 |
|--------|-----------|------------------------------|
| 4月23日 | 子ども読書の日 | 衆法 子どもの読書活動の推進に関する法律 |
| 5月5日 | 自転車の日 | 衆法 自転車活用推進法 |
| 6月5日 | 環境の日 | 閣法 環境基本法 |
| 8月1日 | 水の日 | 参法 水循環基本法 |
| 9月15日 | 老人の日 | 閣法 老人福祉法 |
| 10月1日 | 国際音楽の日 | 衆法 音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律 |
| 10月27日 | 文字・活字文化の日 | 衆法 文字・活字文化振興法 |
| 11月1日 | 古典の日 | 衆法 古典の日に関する法律 |
| 11月5日 | 津波防災の日 | 衆法 津波対策の推進に関する法律 |
| 11月10日 | 無電柱化の日 | 衆法 無電柱化の推進に関する法律 |

（注）種別：法案提出者の区分は、国立国会図書館「日本法令索引」による。

2 世界統計の日

1 「世界統計の日」とは？

2015年6月3日の国連総会で2015年以降5年ごとに10月20日を「世界統計の日」とすることが決議⁴されました。決議内容は次のとおりです。

決議内容

1. 「優れたデータ、より良い生活」という共通テーマのもとで（赤字は筆者が加筆）、第二回世界統計デーとして2015年10月20日を指定することを決定する。
2. 5年ごとに、10月20日に世界統計デーを祝うこともまた決定する。
3. 全ての加盟国、国際連合専門機関の加盟国、国際連合制度の諸機関およびその他の国際的なまた地域的機構、並びに研究機関、メディアおよび公式統計の全ての制作者や使用者のような非政府機関を含む、市民社会に対し、適切なやり方で、政界統計デーを祝うことを招請する。
4. 本決議の履行から生じる可能性のある全ての活動の経費は、自発的拠出金から賄われるものとすることを強調する。
5. 事務総長に対し、2015年の国際連合世界統計デーの儀式のために必要な措置を講じることそして全ての加盟国、国際連合専門機関の加盟国および国際連合諸機関の注意を本決議に向けさせることを要請する。

なお、2010年6月3日の国連総会で同年の10月20日を「世界統計の日」とすることが、決議されました。この決議は2010年限りの決議⁵でした。これを含めると、2020年の10月20日は、3回目の「世界統計の日」となります。このため、2015年6月3日の上記決議¹において、同年の10月20日を2回目の「世界統計の日」としています。

2 現行の「世界統計の日」の制定趣旨は？⁶

グローバル化時代の今日、国際比較が可能な信頼できる公的統計データの必要性がますます高まっています。このことから、国内のみならず国際的に公的統計に対する理解を深めることを目的として、世界共通の統計の日を設けることになりました。国連は国際機関や各国の統計機関に対して、研究者、メディアその他の統計利用者とも協力してこの日の意義を知らせるイベントなどを行うよう要請しています。

3 「〇〇の日」と「世界〇〇の日」

政府は、毎年10月18日を「統計の日」と定め、この日を中心として、統計功労者の表彰、講演会、展示会の開催等統計知識の普及のための行事を地方公共団体その他関係団体の緊密な協力を得て全国的に実施することとされています（昭和48年1968年7月3日閣議了解）。我が国には、毎年の「統計の日」のほか、5年ごとの「世界統計の日」（国内のみならず国際的に公的統計に対する理解を深めることを目的とするもの）が存在する

⁴ 2015年6月3日の決議内容：国連広報センターHP https://www.unic.or.jp/files/a_res_69_282.pdf

⁵ 2010年6月3日の決議内容：国連広報センターHP https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/ga/resolutions2/ga_regular_session2/3355/

⁶ 総務省HP（世界統計の日） https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/kokusai/wsdtop.html

こととなります。

このような例として「法の日」と「世界法の日」があります。前者については、政府によって、毎年10月1日を「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました（昭和35年6月24日閣議了解）。後者については、政府は、昭和40年9月13日から9月20日までの間ワシントンで開催された「法による世界平和に関する第2回世界会議」が行った毎年9月13日を「世界の法の日」とする宣言に賛成し、その趣旨の普及につとめるものとする事とされました（昭和41年7月26日閣議了解）。

4 世界統計の日が目指すものは？

今回、2020年の「世界統計の日」は何回目か？・・・という疑問から、その沿革等について調べてみることにしました。究極的には、法による世界平和を目指すのが「世界法の日」、統計による世界平和を目指すのが「世界統計の日」といえるのではないのでしょうか。

「グラフフェア」や「全国統計大会」、「理論家と実務家による官庁統計シンポジウム」の主催や後援をしています。

【参考1】統計の日に係る閣議了解

「統計の日」について

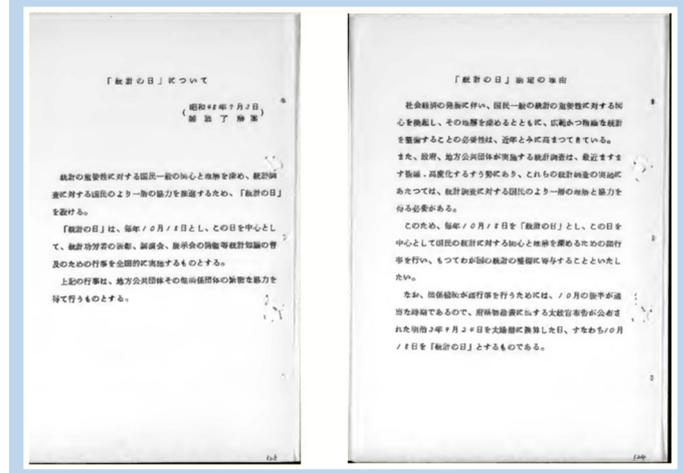
(昭和48年7月3日閣議了解)

統計の重要性に対する国民一般の関心と理解を深め、統計調査に対する国民のより一層の協力を推進するため、「統計の日」を設ける。

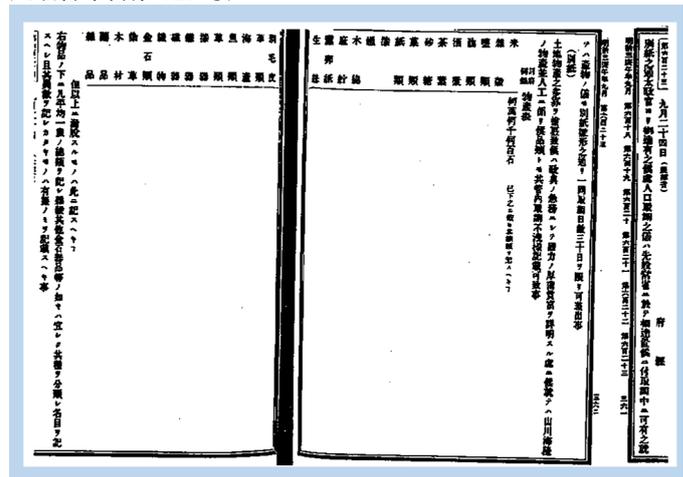
「統計の日」は、毎年10月18日とし、この日を中心として、統計功労者の表彰、講演会、展示会の開催等統計知識の普及のための行事を全国的に実施するものとする。

上記の行事は、地方公共団体その他関係団体の緊密な協力を得て行うものとする。

閣議了解に関連する公文書⁷



【参考2】府県物産表に関する太政官布告（明治3年9月24日太政官布告第623号）⁸



3 統計記念日はいつ？

1 統計の日とは？

統計の日（10月18日）は、統計についての国民の関心と理解を深め、統計調査に対する一層の協力を推進することを目的に昭和48年（1973年）に制定されました。10月18日は、明治3年（1870年）の「府県物産表」^{（日本初の近代的統計）}に関する太政官布告の公布日（太陰暦の9月24日）を太陽暦に換算した日に由来します。「統計の日」の前後には、総務省をはじめとする各府省や地方公共団体が、統計に関する講演会や展示会などさまざまなイベントを実施しています。総務省では「統計データ・

2 統計の日の制定経緯

統計の日の制定経緯については、全国統計協会連合会「統計情報」Vol.22、No.2（昭和48（1973年）年2月）、No.7（昭和48年7月）に紹介されています⁹。その概略は次のとおりです。

⁷ 【画像】国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/das/image-j/M0000000000001159135>

⁸ 国立国会図書館デジタルコレクション（「法令全書 明治3年」） <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787950/213>

⁹ 国立国会図書館デジタルコレクション（※国立国会図書館／図書館送信参加館限定）で閲覧可能

○統計の日の制定経緯

| 期日 | 記事 |
|---|--|
| 昭和 47 年 10 月 23 日 | 第 23 回全国統計大会（於：福島県（福島市）において、統計需要の拡大に対応する調査環境の整備を図るため、統計の日の制定について要望決議がなされる。 |
| 昭和 47 年 11 月 28 日 | 第 23 回全国統計大会において、統計の日の制定について要望決議がなされたことを受けて、全国統計協会連合会から統計審議会に対し統計の日の制定について要望がなされる。 |
| 昭和 48 年 1 月 19 日 | 統計審議会から行政管理庁長官に対し、「統計の日」の制定について、建議（建議第 5 号）がなされる。 |
| （行政管理庁と関係省庁で統計の日をいつにするかの選定を中心に協議・調整、都道府県からの意見聴取がなされる） | |
| 昭和 48 年 7 月 3 日 | 「統計の日」について閣議了解。 |

3 統計の日制定前史¹⁰

【その 1】統計記念日の制定を提案した三重県

昭和 2 年（1927 年）5 月に内閣統計局が開催した地方統計主任官会議において三重県から統計記念日（第 1 回国勢調査の調査日にちなんで 10 月 1 日を統計記念日とするもの）の制定について提案がなされ、その後、他の地方自治体などからも建議等がなされましたが、統計局では検討するにとどまり、実現には至りませんでした。

【その 2】和歌山県と三重県に存在した統計記念日

以上のように統計記念日を全国的に制定する動きが具体化することはなかったものの、地方独自に設定する動きがあり、和歌山県（昭和 10 年（1935 年）から）や三重県統計協会（昭和 12 年から）では、いずれも毎年 5 月 10 日を統計記念日として制定しました。これは、大隈重信が、大正 5 年（1916 年）に首相として発出した、「統計の進歩改善に関する内閣訓令」¹¹の官報公布日に当たる日です。

ちなみに、昭和 12 年（1937 年）の三重県における統計記念日の記録は国立国会図書館デジタルコレクション¹²に掲載されています。

4 関連する史料から分かることは？

統計の日の制定に至るまでの経緯について、直接的な史料だけでなく、幅広に関連する史料を調べてみると新たな発見があることを実感しました。

そして、関連する史料から統計を重視する地方自治体の熱い思いが伝わってきました。

【余談】

前掲の「統計情報」Vol. 22、No. 7によれば、統計の日をいつにするかの調整の過程では、第 1 回国勢調査の調査日（10 月 1 日）とする案で決まりかけていたらしいのですが、…法の日（昭和 35 年 6 月 24 日閣議了解）とかぶり、調整がつかず、10 月 1 日とする案はポツになったようです。

法の日は、最高検察庁 HP によれば、「昭和 3 年 10 月 1 日に陪審法が施行されたことによって、翌年から 10 月 1 日は「司法記念日」と定められました。その後、昭和 34 年 10 月に開催された裁判所、検察庁及び弁護士会の三者協議会において、決議がなされ、「法の日」の制定が提唱されました。」¹³とされています。

ちなみに、三重県からの統計記念日（第 1 回国勢調査の調査日にちなんで 10 月 1 日を統計記念日とするもの）の制定について提案は、陪審法の施行の前年に行われたこととなります。

また、昭和 48 年 10 月の第 24 回全国統計大会は、統計の日の制定を記念して開催されました。開催地は、全国で最初に統計記念日を制定した和歌山県でした。偶然の巡り合わせでしょうか…？

【更なる余談】

現在では、10 月 1 日は、法の日（根拠：昭和 35 年 6 月 24 日閣議了解）と国際音楽の日（根拠：音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律（平成 6 年法律第 107 号）、ユネスコの国際音楽評議会（IMC）に端を発する議員立法）がかぶっています…。両者が連立していることについて、後者の法案の国会審議（国立国会図書館「日本法令索引」のサイトの議事録で確認）を参照しましたが、一切、論点になっていませんでした。この連立方程式の解は、前者が政府の合意、後者が国会の意思決定であることによるとは考えにくく、両者の連立による支障が論点になることはなかったということだと思います（あくまでも筆者の個人的見解です。）。

・「統計情報」Vol. 22、No. 2 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2651395/4>

・「統計情報」Vol. 22、No. 7 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2651401/4>

10 【参考資料】

・「統計集誌」第 550 号（昭和 2 年 5 月）：国立国会図書館デジタルコレクション（※国立国会図書館／図書館送信参加館限定）で閲覧可能 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10998610/45>

・伊藤廣一「統計歴史散歩」

¹¹ 「統計の進歩改善に関する内閣訓令」（官報）：<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2953240>

¹² <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1455687>

¹³ 最高検察庁 HP（「法の日」制定の経緯について）（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存された 2017 年 9 月 1 日現在の頁）

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10953609/www.kensatsu.go.jp/kakuchou/supreme/page_00007.html